

○鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則

平成22年3月30日

規則第27号

改正 平成26年6月27日規則第32号 令和元年8月2日規則第9号
令和3年3月30日規則第28号 令和4年3月25日規則第9号

鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則をここに公布する。

鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県地球温暖化対策推進条例（平成22年鹿児島県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

(再生可能エネルギー)

第3条 条例第2条第6号の規則で定めるエネルギーは、次に掲げるものとする。

- (1) 風力
- (2) 地熱
- (3) 太陽熱
- (4) バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（以下「化石燃料等」という。）を除く。）をいう。）を熱源とする熱
- (5) 前各号に掲げるもののほか、化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギーであって知事が別に定めるもの

(環境マネジメントシステム)

第4条 条例第11条の規則で定める仕組みは、次に掲げるものとする。

- (1) 国際標準化機構の規格14001に適合するもの
- (2) 一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション21認証・登録制度の認証・登録を受けた事業者が構築した環境経営システム
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認めるもの

(令元規則9・一部改正)

(特定事業者)

第5条 条例第14条第1項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 県内に設置している全ての事業所（当該事業者が連鎖化事業を行う者である場合にあっては、その連鎖化事業に加盟する者が当該連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。）における前年度において使用した燃料（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）第2条第2項に規定する燃料をいう。）の量並びに前年度において他人から供給された熱（同条第1項に規定する熱をいう。）及び電気（同項に規定する電気をいう。）の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の規定により原油の数量に換算した量を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業を行う者であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の前年度の末日における総数が、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）の数が100台以上であること。

イ 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数が100台以上であること。

ウ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数が230台以上であること。

(3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第3項に規定する定期航路事業を行う者であって、船舶法（明治32年法律第46号）第4条の船籍港を県内に定め、航路の起点、寄港地及び終点のいずれかを県内の港とする船舶の前年度の末日における合計総トン数が10,000トン以上であること。

（平26規則32・一部改正）

（特定事業者による温室効果ガス排出量削減計画の作成等）

第6条 条例第14条第1項に規定する温室効果ガス排出量削減計画の計画期間（以下「計画期間」という。）は、温室効果ガス排出量削減計画を提出する日の属する年度以後3箇年

度以上5箇年度以下の期間とする。

- 2 条例第14条第1項及び第5項の規定による温室効果ガス排出量削減計画の提出は、計画期間の初年度の7月末日までに温室効果ガス排出量削減計画書（別記第1号様式）に温室効果ガス排出量内訳書（別記第2号様式）を添付して行うものとする。
- 3 条例第14条第4項（同条第6項で準用する場合を含む。）の規定による変更後の温室効果ガス排出量削減計画の提出は、温室効果ガス排出量削減計画書に温室効果ガス排出量内訳書を添付して行うものとする。
- 4 条例第14条第4項ただし書（同条第6項で準用する場合を含む。）の規則で定める軽微な変更は、事業活動の規模の変更に伴う温室効果ガスの排出の量の変更であって、目標削減率（基準年度（計画期間の初年度の前年度をいう。以下同じ。）における温室効果ガスの排出の量から目標年度（計画期間の最終年度をいう。）における温室効果ガスの排出の量を減じて得た数値を基準年度における温室効果ガスの排出の量の数値で除して得た率をいう。以下同じ。）の増加又は減少が当該目標削減率に100分の20を乗じて得た数値を超えないものとする。
- 5 条例第14条第7項の規定による温室効果ガス排出量削減計画の廃止の届出は、温室効果ガス排出量削減計画廃止届（別記第3号様式）により行うものとする。

（令4規則9・一部改正）

（実施状況等の報告書の作成等）

第7条 条例第15条の規定による報告書の提出は、当該報告書に係る年度の翌年度の7月末日までに実施状況報告書（別記第4号様式）に温室効果ガス排出量内訳書を添付して行うものとする。

（温室効果ガスの吸収量の認証）

第8条 条例第20条の規定による温室効果ガスの吸収の量の認証については、知事が別に定める。

（特定電気機器等）

第9条 条例第25条第1項の規則で定める電気機器等は、次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネルギー法施行令」という。）第18条第2号に規定するエアコンディショナーをいう。）
- (2) テレビジョン受信機（省エネルギー法施行令第18条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。）

(3) 電気冷蔵庫（省エネルギー法施行令第18条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。）

2 条例第25条第1項の規則で定める台数は、前項各号に掲げる特定電気機器等の区分ごとにそれぞれ5台とする。

（平26規則32・令元規則9・一部改正）

（省エネルギー性能の表示等）

第10条 条例第25条第1項に規定する規則で定める省エネルギー性能の表示は、次の各号に掲げる特定電気機器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) エアコンディショナー エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「経済産業省告示」という。）1—2(4)の別に定める様式

(2) テレビジョン受信機 経済産業省告示3—2(4)の別に定める様式

(3) 電気冷蔵庫 経済産業省告示7—2(4)の別に定める様式

2 条例第25条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる特定電気機器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) エアコンディショナー エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号）に規定するエネルギー消費効率の測定方法

(2) テレビジョン受信機 テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第24号）に規定するエネルギー消費効率の測定方法

(3) 電気冷蔵庫 電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第34号）に規定するエネルギー消費効率の測定方法

（令元規則9・一部改正）

（特定建築物）

第11条 条例第27条第1項の規則で定める規模は、新築の場合にあっては床面積の合計が2,000平方メートル、増築又は改築の場合にあっては当該増築又は改築に係る床面積の合計が2,000平方メートルとする。

（建築物温暖化対策計画の作成等）

第12条 条例第27条第1項の規定による建築物温暖化対策計画の提出は、当該建築物温暖化

対策計画に係る工事の着手の予定の日の21日前までに建築物温暖化対策計画書(別記第5号様式)により行うものとする。

2 条例第27条第2項の規定による変更後の建築物温暖化対策計画の提出は,建築物温暖化対策計画書により行うものとする。

3 条例第27条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は,建築物の床面積の変更を伴わないものとする。

(特定建築物の工事の完了の届出)

第13条 条例第27条第3項の規定による届出は,特定建築物に係る工事が完了した日から15日以内に特定建築物工事完了届出書(別記第6号様式)により行うものとする。

(建築物に係る地球温暖化対策に関する情報)

第14条 条例第28条の規定による情報の提供及びその内容の説明は,次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 建築物温暖化対策指針で定める外壁,窓等を通しての熱の損失の防止のための設備
- (2) 建築物に設ける空気調和設備等(省エネルギー法第143条に規定する空気調和設備等をいう。)

(令元規則9・一部改正)

(新車に係る説明)

第15条 条例第30条第2項の規則で定める事項は,省エネルギー法第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率とする。

(令元規則9・一部改正)

(公表の方法)

第16条 条例第37条第1項の規定による公表は,次に掲げる事項を鹿児島県公報へ登載することその他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名(法人にあつては,名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告を受けた者の住所(法人にあつては,主たる事務所の所在地)
- (3) 公表の理由及び勧告の内容

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか,この規則の施行に関し必要な事項は,知事が別に定める。

附 則

この規則は,平成22年4月1日から施行する。ただし,第5条から第7条まで,第9条か

ら第13条まで及び第16条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月2日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第28号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月25日規則第9号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記
第1号様式(第6条関係)

温室効果ガス排出量削減計画書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

提出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県地球温暖化対策推進条例第14条第1項(第14条第4項、第14条第5項)の規定により次のとおり提出します。

主たる業種					
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の者				
計画期間	年度から 年度まで				
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量	基準年度排出量①			t-CO ₂	
	目標年度排出量②			t-CO ₂	
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減について自ら定める目標	目標削減率	<input type="checkbox"/> 排出量ベース			%
		<input type="checkbox"/> 原単位ベース			%
		原単位の考え方			
目標を達成するための基本方針					
基本方針に基づき講ずる措置					
森林吸収源対策等の実施による温室効果ガスの削減量等	区分	基準年度		目標年度	
		取組量等	二酸化炭素換算量	取組量等	二酸化炭素換算量
	森林の整備	整備面積	吸収量	整備面積	吸収量
		ha	t	ha	t
	再生可能エネルギーの利用	売電量	削減量	売電量	削減量
		kWh	t	kWh	t
		熱供給量	削減量	熱供給量	削減量
		GJ	t	GJ	t
その他	()	削減量	()	削減量	
		t		t	
吸収量及び削減量の合計	③		④	t	
差引排出量	基準年度(①-③)	⑤	t-CO ₂	目標年度(②-④)	⑥
	削減率((⑤-⑥)/⑤)×100			%	
特記事項					

第3号様式(第6条関係)

温室効果ガス排出量削減計画廃止届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

提出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けで提出した温室効果ガス排出量削減計画を廃止したので、鹿児島県地球温暖化対策推進条例第14条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止の理由	
-------	--

実施状況報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

提出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県地球温暖化対策推進条例第15条の規定により次のとおり提出します。

主たる業種							
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の者						
計画期間	年度から 年度まで						
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び目標達成状況	区分	基準年度		報告対象年度(実績)		目標年度(計画)	
	排出量	①	t-CO ₂	②	t-CO ₂	③ t-CO ₂	
	削減率	<input type="checkbox"/> 排出量ベース		%		%	
		<input type="checkbox"/> 原単位ベース		%		%	
		原単位の考え方					
温室効果ガス排出量削減計画に基づく措置の実施状況							
森林吸収源対策等の実施による温室効果ガスの削減量等	区分	基準年度		報告対象年度(実績)		目標年度(計画)	
		取組量等	二酸化炭素換算量	取組量等	二酸化炭素換算量	取組量等	二酸化炭素換算量
	森林の整備	整備面積	吸収量	整備面積	吸収量	整備面積	吸収量
		ha	t	ha	t	ha	t
	再生可能エネルギーの利用	売電量	削減量	売電量	削減量	売電量	削減量
		kWh	t	kWh	t	kWh	t
		熱供給量	削減量	熱供給量	削減量	熱供給量	削減量
		GJ	t	GJ	t	GJ	t
	購入量	削減量	購入量	削減量	購入量	削減量	
	t	t	t	t	t	t	
その他	()	削減量	()	削減量	()	削減量	
	t	t	t	t	t	t	
吸収量及び削減量の合計	④	t	⑤	t	⑥	t	
差引排出量	基準年度(①-④)		報告対象年度(②-⑤)		目標年度(③-⑥)		
	⑦	t-CO ₂	⑧	t-CO ₂	t-CO ₂		
	削減率((⑦-⑧)/⑦)×100		%				
特記事項							

第5号様式(第12条関係)

建築物温暖化対策計画書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

提出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県地球温暖化対策推進条例第27条第1項の規定により、次のとおり提出します。

建築物の名称		
建築物の所在地		
工事の種類別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	
建築物の概要	用途 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 物品販売業を営む店舗等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会場等 <input type="checkbox"/> 工場等	
	構造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他()	
	階数 地上 階, 地下 階	
	高さ及び階数 ()m(地上 階, 地下 階)	
	床面積 ()m ² (うち増築又は改築に係る部分 m ²)	
	工事着工予定 年月日	年 月 日
	工事完了予定 年月日	年 月 日
建築物温暖化対策 指針に記載された 事項に係る取組		

注 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。

第6号様式(第13条関係)

特定建築物工事完了届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

提出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県地球温暖化対策推進条例第27条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称	
建築物の所在地	
工事完了年月日	年 月 日

別記第1号様式（第6条関係）

（令元規則9・全改，令3規則28・令4規則9・一部改正）

第2号様式（第6条，第7条関係）

（平26規則32・令元規則9・令4規則9・一部改正）

第3号様式（第6条関係）

（令3規則28・令4規則9・一部改正）

第4号様式（第7条関係）

（令元規則9・全改，令3規則28・令4規則9・一部改正）

第5号様式（第12条関係）

（令3規則28・一部改正）

第6号様式（第13条関係）

（令3規則28・一部改正）